

令和7年4月1日より確認申請等の手数料が変更になります

建築物省エネ法及び建築基準法の一部改正（R7.4.1 施行）に伴い、令和7年4月1日以降に小樽市に確認申請等を提出される際の手数料について、次のとおり改定します。

A. 建築基準法に係る各手数料

建築物に関する確認申請等手数料及び中間検査手数料、完了検査手数料

面 積		確認申請等手数料（円）		中間検査手数料（円）		完了検査手数料（円）			
						中間検査 無		中間検査 有	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
0㎡～30㎡	特例なし	7,000	15,000	11,000	13,000	12,000	17,000	11,000	14,000
	特例あり		13,000				15,000		13,000
30㎡～100㎡	特例なし	13,000	24,000	13,000	15,000	14,000	19,000	13,000	16,000
	特例あり		19,000				17,000		14,000
100㎡～200㎡	特例なし	19,000	37,000	16,000	20,000	18,000	26,000	17,000	24,000
	特例あり		27,000				22,000		20,000
200㎡～500㎡		25,000	53,000	21,000	27,000	24,000	37,000	22,000	34,000
500㎡～1,000㎡		41,000	83,000	33,000	39,000	39,000	54,000	36,000	50,000
1,000㎡～2,000㎡		55,000	110,000	45,000	53,000	54,000	75,000	49,000	71,000
2,000㎡～10,000㎡		160,000	320,000	100,000	110,000	130,000	150,000	120,000	130,000
10,000㎡～50,000㎡		270,000	530,000	160,000	190,000	200,000	270,000	190,000	230,000
50,000㎡～		490,000	970,000	320,000	370,000	400,000	540,000	390,000	480,000
建築設備		12,000	13,000	—	—	14,000	15,000	—	—
工作物		11,000	13,000	—	—	11,000	12,000	—	—
建築設備 変更		7,000	8,000	—	—	—	—	—	—
工作物 変更		7,000	8,000	—	—	—	—	—	—

B. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る各手数料

(1) 省エネ基準への適合を仕様基準により評価する場合の審査手数料

面積		審査手数料（円）※	変更（軽微変更含む） 審査手数料（円）※
戸建	1戸（200㎡以内）	15,000	8,000
	1戸（200㎡超）	16,000	9,000
共同住宅	0㎡～300㎡以内	25,000	14,000
	300㎡超～2000㎡以内	39,000	20,000
	2000㎡超～5000㎡以内	60,000	31,000
	5000㎡超	78,000	40,000

※外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準の両方を仕様基準により評価する場合

(2) 省エネ基準への適合の審査が必要な場合の完了検査手数料

面 積		検査手数料（円）	面 積		検査手数料（円）
工場・倉庫等	0㎡～300㎡以内	4,000	その他	0㎡～300㎡以内	19,000
	300㎡超～1000㎡以内	5,000		300㎡超～1000㎡以内	24,000
	1000㎡超～2000㎡以内	7,000		1000㎡超～2000㎡以内	31,000
	2000㎡超～5000㎡以内	14,000		2000㎡超～5000㎡以内	40,000
	5000㎡超～10000㎡以内	17,000		5000㎡超～10000㎡以内	51,000
	10000㎡超～25000㎡以内	20,000		10000㎡超～25000㎡以内	61,000
	25000㎡～50000㎡以内	24,000		25000㎡～50000㎡以内	72,000
	50000㎡超	24,000		50000㎡超	72,000

【確認申請時の手数料】

※省エネ基準への適合の審査が不要な場合の審査手数料は、A. の確認申請等手数料のみの金額となります。

※省エネ基準への適合を仕様基準により評価する場合（外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準の両方を仕様基準により評価する場合に限る。）の審査手数料は、A. の確認申請等手数料に B. の(1)省エネ基準への適合を仕様基準により評価する場合の審査手数料を加えた金額となります。

※省エネ基準適合性判定が必要な場合（標準入力法、モデル建物法、仕様基準による評価と標準計算を併用した方法により省エネ基準に適合させる場合）の手数料は、A. の確認申請等手数料のみの金額となります。なお、省エネ基準適合性判定については、登録省エネ判定機関にて審査を受けてください。確認済証の交付にあたり、この適合性判定通知書又はその写しが必要となります。

【完了検査時の手数料】

※省エネ基準への適合の審査が不要な場合の完了検査手数料は、A. の検査手数料のみの金額となります。

※省エネ基準への適合の審査が必要な場合の完了検査手数料は、A. の完了検査手数料に B. の(2)省エネ基準への適合の審査が必要な場合の完了検査手数料を加えた金額となります。

上記以外の改定後の手数料については、次の小樽市 HP からご確認願います。

URL: <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025012600015/>

【担当】:

小樽市建設部建築指導課確認係・管理係

TEL 0134-32-4111

建築基準法関係:確認係(内 7367)

建築物省エネ法関係:管理係(内 7432)